

第12編 電気通信

目 次

共通	・・・・・・・・・・	電一1
北海道開発局設計業務共通仕様書 第1編共通 補足条項	・・・・・・・・・・	電一2

第 1 2 編 電気通信

共通

電気通信施設設計については、電気通信施設設計業務共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）によるものとするが、第 1 編共通編については、電気通信施設設計業務共通仕様書の第 1 編共通編ではなく、北海道開発局設計業務等共通仕様書の第 1 編共通編によるものとする。

また、電気通信施設設計業務共通仕様書の各編において、第 1 編共通編の条項を示す事項についても、北海道開発局設計業務等共通仕様書の第 1 編共通編の各条項によるものとする。

[北海道開発局 設計業務等共通仕様書 第1編 共通 補足条項]

北海道開発局設計業務等共通仕様書「第1編 共通」の一部を次のとおり読み替えるものとし、第1214条を追加する。

第1117条 成果物の提出

4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編（国土交通省）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。
「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。
なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】（国土交通省）」に基づくものとする。

第1119条 検査

3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 設計業務等成果物の検査
 - (2) 設計業務等管理状況の検査設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。
なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】（国土交通省）」に基づくものとする。

第1209条 設計業務の条件

7. 設計において、電気通信設備据付標準図に集録されている設備を採用するものについては、発注者は、採用設備名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は、単位当たり数量をもととして行うものとする。

第1211条 設計業務の成果

- (3) 設計図面
設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。
なお、配線図記号はJIS C 0617「電気用図記号」によるものとする。
- (4) 数量計算書
数量計算書は、「電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領」により、工種別、区間別に取りまとめるものとする。
ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

第1214条（追加） 自然災害

1. 設計業務の実施にあたっては、設計条件に基づき、地震、津波及び風水害等を考慮するものとする。その際、近隣河川の計画高水位、津波被害の実績及び想定高さ、ハザードマップ等を活用して設計するものとする。